

# 指定管理者の指定議案の概要

—令和元年 12 月定例会—



## 指定議案の概要 目次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 126 号	永井地域交流活性化センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	1
議案第 127 号	盛岡市都南体育館の管理を行う指定管理者の指定について……………	3
議案第 128 号	盛岡市立愛宕山老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	5
議案第 129 号	盛岡市立みたけ老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	7
議案第 130 号	盛岡市立築川老人福祉センター及び盛岡市立川目児童センター築川分室の 管理を行う指定管理者の指定について……………	9
議案第 131 号	盛岡市立飯岡児童センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	11
議案第 132 号	盛岡市産学官連携研究センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	13
議案第 133 号	盛岡市川目生活改善センターの管理を行う指定管理者の指定について……………	15
議案第 134 号	盛岡ふれあい覆馬場プラザの管理を行う指定管理者の指定について……………	17
議案第 135 号	盛岡市岩手公園の管理を行う指定管理者の指定について……………	19
議案第 136 号	大台地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について……………	21
議案第 137 号	小袋地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について……………	23
議案第 138 号	盛岡市サクラパーク姫神の管理を行う指定管理者の指定について……………	25
議案第 139 号	盛岡市見前南地区公民館の管理を行う指定管理者の指定について……………	27

議案第 126号

永井地域交流活性化センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 選定対象施設

- (1) 名 称 永井地域交流活性化センター
- (2) 位 置 盛岡市永井23地割14番地 1
- (3) 新規・再指定の別 新規
- (4) 指定期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日（3年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 2団体  
※ いずれの団体も申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者
  - ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
  - ・ 代表者名 理事長 瀧 野 常 實
  - ・ 所在地 盛岡市若園町2番2号

- (3) 候補者の主な業務内容  
盛岡市と一体となり社会福祉事業の推進を図り、市民福祉の向上と増進に寄与することを理念に、数多くの施設運営を行い、市民に対し多様な福祉サービスが総合的に提供されるよう創意工夫を重ねながら福祉事業に取り組んでいる。

- (4) 候補者の実績  
盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター等の各種施設の管理運営及び委託業務を受託している。

3 選定までの経過

- |            |                        |
|------------|------------------------|
| 令和元年7月1日   | 申請予定者説明会の告知（広報，ホームページ） |
| 7月17日      | 募集要項・仕様書等の配布開始         |
| 7月24日      | 申請予定者説明会の開催（2団体の参加）    |
| 8月1日～8月30日 | 公募期間                   |
| 9月18日      | 審査の実施                  |

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団	580.0点	403.0点	69.5%	10,484,000円	10,483,999円
2	A		313.5点	54.1%		10,483,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ いずれの申請者も満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

#### 5 総評（候補者となった団体の評価が高かった点について）

これまでの活動の中で培った経験が盛り込まれており、評価できる点を備えた提案がなされていた。

指定管理者候補となった団体は、「現在までの実績と経験」「今後に対する意欲」など、26項目の審査項目の内、多くの項目において、取組内容が具体的に示されており、また、実現の可能性も高い点で評価された。

#### 6 審査員

- (1) 盛岡市町内会連合会副会長 小枝指 好 夫
- (2) 盛岡市自治公民館連絡協議会会長 工 藤 長 彦
- (3) 岩手県中小企業診断士協会理事 中 村 健
- (4) 盛岡市市民部市民協働推進課長 佐 藤 篤

議案第 127号

盛岡市都南体育館の管理を行う指定管理者の指定について

1 選定対象施設

- (1) 名 称 盛岡市都南体育館
- (2) 位 置 盛岡市津志田14地割19番地 1
- (3) 新規・再指定の別 再指定
- (4) 指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 2団体  
※ いずれの団体も申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者
  - ・ 団体名称 見前地区体育振興会
  - ・ 代表者名 会長 藤 川 昌 甫
  - ・ 所在地 盛岡市津志田14地割19番地 1

(3) 候補者の主な業務内容

見前地区住民相互の連絡と協調を図り、スポーツの普及向上及び健康増進に努め、明るく住みよい地域づくりに貢献することを目的とし、体育館の管理運営受託のほか地域におけるスポーツ大会、講習会等の開催等を行う。

(4) 候補者の実績

盛岡市都南体育館の管理運営（平成19年度～）

3 選定までの経過

- 令和元年7月1日 申請予定者説明会の告知（広報，ホームページ）
- 7月10日 募集要項・仕様書等の配布開始
- 7月17日 申請予定者説明会の開催（2団体の参加）
- 7月22日～8月20日 公募期間
- 8月27日 審査の実施

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	見前地区体育振興会	680.0点	468.5点	68.9%	12,790,000円	12,740,000円
2	A		335.8点	49.4%		12,790,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ いずれの申請者も満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

#### 5 総評（候補者となった団体の評価が高かった点について）

それぞれがこれまでの活動の中で培った得意分野を盛り込んだ提案がなされており、いずれも評価できる点を備えた提案がなされていた。

その中で、指定管理者候補者となった団体は、長年にわたる地域へのスポーツ振興の貢献度が高く、地域住民並びに利用者の視点での管理運営が期待できる点が評価された。

#### 6 審査員

- |                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| (1) 国立大学法人岩手大学名誉教授               | 小笠原 義 文 |
| (2) 一般社団法人岩手県障がい者スポーツ協会常務理事兼事務局長 | 三 浦 拓 朗 |
| (3) 盛岡広域振興局経営企画部特命課長（文化スポーツ振興）   | 吉 田 聡   |
| (4) 盛岡市市民部スポーツ推進課長               | 壽 俊 行   |

議案第 128号

盛岡市立愛宕山老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 選定対象施設

- (1) 名 称 盛岡市立愛宕山老人福祉センター
- (2) 位 置 盛岡市愛宕町14番1号
- (3) 新規・再指定の別 再指定
- (4) 指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1団体  
※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者
  - ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
  - ・ 代表者名 理事長 瀧野 常 實
  - ・ 所在地 盛岡市若園町2番2号

- (3) 候補者の主な業務内容  
盛岡市と一体となり社会福祉事業の推進を図り、市民福祉の向上と増進に寄与することを理念に、数多くの施設運営を行い、市民に対し多様な福祉サービスが総合的に提供されるよう創意工夫を重ねながら福祉事業に取り組んでいる。

- (4) 候補者の実績  
盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター等の各種施設の管理運営及び委託業務を受託している。

3 選定までの経過

- |             |                        |
|-------------|------------------------|
| 令和元年7月1日    | 申請予定者説明会の告知（広報、ホームページ） |
| 7月17日       | 募集要項・仕様書等の配布開始         |
| 7月23日       | 申請予定者説明会の開催（1団体の参加）    |
| 7月29日～8月28日 | 公募期間                   |
| 9月17日       | 審査の実施                  |



#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団	736.0点	402.0点	54.6%	8,630,000円	8,630,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ いずれの申請者も満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

#### 5 総評（候補者となった団体の評価が高かった点について）

施設の設置目的や地域の課題をよく捉えた具体的な提案がなされており、また、緊急時や防災対策等利用者の安全に配慮した方策がとられている点及び豊富な経験に基づく堅実な施設運営が期待できる点が評価された。

#### 6 審査員

- (1) 岩手大学保健管理センター長 小野田 敏 行
- (2) 盛岡市人権擁護委員 照 井 あつ子
- (3) 盛岡市老人福祉施設連絡協議会会長 菅 原 隆 浩
- (4) 盛岡市保健福祉部長寿社会課長 下 田 法 子

議案第 129号

盛岡市立みたけ老人福祉センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 選定対象施設

- (1) 名 称 盛岡市立みたけ老人福祉センター
- (2) 位 置 盛岡市みたけ三丁目13番23号
- (3) 新規・再指定の別 再指定
- (4) 指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1団体  
※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者
  - ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
  - ・ 代表者名 理事長 瀧野 常 實
  - ・ 所在地 盛岡市若園町2番2号

(3) 候補者の主な業務内容

盛岡市と一体となり社会福祉事業の推進を図り、市民福祉の向上と増進に寄与することを理念に、数多くの施設運営を行い、市民に対し多様な福祉サービスが総合的に提供されるよう創意工夫を重ねながら福祉事業に取り組んでいる。

(4) 候補者の実績

盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター等の各種施設の管理運営及び委託業務を受託している。

3 選定までの経過

- 令和元年7月1日 申請予定者説明会の告知（広報，ホームページ）
- 7月17日 募集要項・仕様書等の配布開始
- 7月23日 申請予定者説明会の開催（1団体の参加）
- 7月29日～8月28日 公募期間
- 9月17日 審査の実施

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団	736.0点	427.7点	58.1%	15,246,000円	15,246,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ いずれの申請者も満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

#### 5 総評（候補者となった団体の評価が高かった点について）

- ・ 施設の設置目的や地域の課題をよく捉えた具体的な提案がなされており、また、緊急時や防災対策等利用者の安全に配慮した方策がとられている点及び豊富な経験に基づく堅実な施設運営が期待できる点が評価された。
- ・ 介護予防事業の核施設としての特性を活かし、高齢者の健康増進に寄与する事業展開が積極的に図られている点及び地域と共に施設運営に取り組む姿勢が評価された。

#### 6 審査員

- (1) 岩手大学保健管理センター長 小野田 敏 行
- (2) 盛岡市人権擁護委員 照 井 あつ子
- (3) 盛岡市老人福祉施設連絡協議会会長 菅 原 隆 浩
- (4) 盛岡市保健福祉部長寿社会課長 下 田 法 子

議案第 130号

盛岡市立築川老人福祉センター及び盛岡市立川目児童センター築川分室の管理を行う指定管理者の指定について

1 選定対象施設

- (1) 名 称 盛岡市立築川老人福祉センター及び盛岡市立川目児童センター築川分室
- (2) 位 置 盛岡市川目第10地割78番地 1
- (3) 新規・再指定の別 再指定
- (4) 指定期間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日（5 年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 非公募  
(非公募理由)

現在コミュニティ地区組織（地区福祉推進会など）の事務局の設置を認めている施設については、コミュニティ活動および地域福祉活動の一層の活性化を図る観点から今後もその措置を継続し、地域と連携した管理運営を行う必要があるため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体  
※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。
- (2) 指定管理者候補者
  - ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
  - ・ 代表者名 理事長 瀧 野 常 實
  - ・ 所在地 盛岡市若園町 2 番 2 号

(3) 候補者の主な業務内容

盛岡市と一体となり社会福祉事業の推進を図り、市民福祉の向上と増進に寄与することを理念に、数多くの施設運営を行い、市民に対し多様な福祉サービスが総合的に提供されるよう創意工夫を重ねながら福祉事業に取り組んでいる。

(4) 候補者の実績

盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター等の各種施設の管理運営及び委託業務を受託している。

### 3 選定までの経過

令和元年7月29日 仕様書等の配布開始  
8月1日～8月30日 募集期間  
9月13日 審査の実施

### 4 採点結果

申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団	744.0点	504.0点	67.7%	13,796,000円	13,795,999円

※ 提案額の内訳

- ・ 老人福祉センター 10,208,000円
- ・ 児童センター分室 3,587,999円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

今まで多くの施設の管理運営を行ってきた実績があり、安定した管理運営が期待できる点が非常に高く評価された。

### 6 審査員

- (1) 盛岡市子ども未来部子ども青少年課長 佐久山 久美子
- (2) 盛岡市保健福祉部長寿社会課長 下田 法子
- (3) 盛岡市財政部財政課長 阿部 俊之
- (4) 盛岡市財政部資産経営課長 加藤 英樹

議案第 131号

盛岡市立飯岡児童センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 選定対象施設

- (1) 名 称 盛岡市立飯岡児童センター
- (2) 位 置 盛岡市下飯岡11地割 321番 (予定)
- (3) 新規・再指定の別 再指定
- (4) 指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日 (5年間)
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 非公募  
(非公募理由)

現在コミュニティ地区組織(地区福祉推進会など)の事務局の設置を認めている施設については、コミュニティ活動および地域福祉活動の一層の活性化を図る観点から今後もその措置を継続し、地域と連携した管理運営を行う必要があるため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1団体  
※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。
- (2) 指定管理者候補者
  - ・ 団体名称 社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団
  - ・ 代表者名 理事長 瀧 野 常 實
  - ・ 所在地 盛岡市若園町2番2号

(3) 候補者の主な業務内容

盛岡市と一体となり社会福祉事業の推進を図り、市民福祉の向上と増進に寄与することを理念に、数多くの施設運営を行い、市民に対し多様な福祉サービスが総合的に提供されるよう創意工夫を重ねながら福祉事業に取り組んでいる。

(4) 候補者の実績

盛岡市の児童センター、老人福祉センター、地区活動センター等の各種施設の管理運営及び委託業務を受託している。

3 選定までの経過

令和元年7月29日 仕様書等の配布開始

8月1日～8月30日 募集期間  
9月13日 審査の実施

#### 4 採点結果

申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団	540.0点	387.1点	71.7%	15,646,000円	15,645,999円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

#### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

今まで多くの施設の管理運営を行ってきた実績があり、安定した管理運営が期待できる点が非常に高く評価された。

#### 6 審査員

- (1) 盛岡市子ども未来部子ども青少年課長 佐久山 久美子
- (2) 盛岡市財政部財政課長 阿部 俊之
- (3) 盛岡市財政部資産経営課長 加藤 英樹

議案第 132号

盛岡市産学官連携研究センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 選定対象施設

- (1) 名 称 盛岡市産学官連携研究センター
- (2) 位 置 盛岡市上田四丁目3番5号
- (3) 新規・再指定の別 再指定
- (4) 指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 非公募  
（非公募理由）

当センターは、岩手大学との連携による事業者の支援を目的とした施設である。「新技術又は新製品の開発を行おうとする者で岩手大学と共同研究を実施するもの」、「岩手大学の研究成果を基に新たな企業の創出をしようとする者」を貸室への入居条件としていること、その入居者に岩手大学が持つシーズを的確に橋渡しする必要があること、施設の設置場所が岩手大学構内であることから、指定管理者として岩手大学を選定することにより、本施設の機能を最大限に発揮できるものと考えられる。よって、産学官連携による企業等の支援は、本市の政策に合致するものであり、指定管理者を特定することが特に必要と認められる施設であることから、公募によらず指定管理者を指定することが適当と考える。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体  
※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。
- (2) 指定管理者候補者
  - ・ 団体名称 国立大学法人岩手大学
  - ・ 代表者名 学長 岩 淵 明
  - ・ 所在地 盛岡市上田三丁目18番8号

(3) 候補者の主な業務内容  
大学の運営

(4) 候補者の実績

平成27年4月から令和2年3月までの盛岡市産学官連携研究センターの指定管理における同センターの運営を通じ、次のとおり同センターの入居率が高い状況となっており、安定的な雇用を



確保している。また、入居者支援を通じて、次のような入居企業の活動が見られるなどの成果が出ている。

- ・ 入居状況 34室中27室， 8ブース中0ブース入居（面積ベース75%）【令和元年10月1日現在】
- ・ 雇用状況 正社員（常駐）50名，パート8名
- ・ 入居企業の特筆する活動  
 平成27年度 株式会社いおう化学研究所，第6回ものづくり日本大賞経済産業大臣賞受賞。  
 平成29年度 株式会社エイシング，起業家万博2018のピッチコンテストで総務大臣賞受賞など。株式会社フォルテ，第3回 JEITAベンチャー賞受賞。株式会社いおう化学研究所，株式会社バイオコクーン研究所，地域未来牽引企業選定。  
 平成30年度 株式会社エイシング，大学発ベンチャー表彰2018で経済産業大臣賞受賞など。

### 3 選定までの経過

令和元年7月31日 申請通知（仕様書等通知）  
 8月1日～9月2日 募集期間  
 9月4日 審査の実施

### 4 採点結果

申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
国立大学法人岩手大学	465.6点	304.5点	65.4%	13,798,000円	13,366,705円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

設置目的である産学官連携を担う拠点として、すべての観点から評価できる提案がなされていた。特に、指定管理者候補者となった団体は、「施設効用の最大化」、「利用者に対するサービスの向上」、「人的能力」など、多くの項目において、取組内容が具体的に示されており、また、実現の可能性も高い点が評価された。

### 6 審査員

- (1) 盛岡市商工観光部ものづくり推進課長 北 田 雅 浩
- (2) 盛岡市市長公室企画調整課長 太 田 真
- (3) 盛岡市財政部資産経営課長 加 藤 英 樹

議案第 133号

盛岡市川目生活改善センターの管理を行う指定管理者の指定について

1 選定対象施設

- (1) 名 称 盛岡市川目生活改善センター
- (2) 位 置 盛岡市川目第10地割1番地1
- (3) 新規・再指定の別 再指定
- (4) 指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 無
- (6) 利用料金制 採用
- (7) 公募・非公募の別 非公募  
(非公募理由)

地域住民が専ら利用している施設であって、当該地域住民で組織する団体を指定管理者に指定し、管理運営を行っている施設であるため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 福名湯親和会
- ・ 代表者名 会長 吉 田 孝 次
- ・ 所在地 盛岡市川目第7地割18番地5

- (3) 候補者の主な業務内容

- ・ 住民の親睦と教養及びレクリエーションに関すること
- ・ 住民の福祉と生活環境の整備改善に関すること
- ・ 住民の相互の連絡協調に関すること
- ・ その他地域社会の発展並びに住民の福祉向上に関すること

- (4) 候補者の実績

- ・ 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで 盛岡市川目生活改善センター夜間管理委託
- ・ 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで 盛岡市川目生活改善センター指定管理者
- ・ 平成27年4月1日から令和2年3月31日まで 盛岡市川目生活改善センター指定管理者

### 3 選定までの経過

令和元年6月28日 仕様書等の配布開始

6月28日～7月30日 募集期間

8月21日 審査の実施

### 4 採点結果

申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
福名湯親和会	336.0点	233.2点	69.4%	0円	0円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

### 5 総評（選定された団体の評価が高かった点について）

当該施設は、専ら地域住民が多く利用する地域密着型の施設であり、地域の活性化に向けた自主事業計画や会員相互の協力体制が構築されていること等から、今後も適正な管理運営が期待できる。

### 6 審査員

(1) 盛岡市農林部農政課長 佐々木 伸 司

(2) 盛岡市玉山総合事務所産業振興課長 工 藤 貢

議案第 134号

盛岡ふれあい覆馬場プラザの管理を行う指定管理者の指定について

1 選定対象施設

- (1) 名 称 盛岡ふれあい覆馬場プラザ
- (2) 位 置 盛岡市青山二丁目6番8号
- (3) 新規・再指定の別 再指定
- (4) 指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1団体
  - ※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。
- (2) 指定管理者候補者
  - ・ 団体名称 青山地区まちづくり協議会
  - ・ 代表者名 会長 遠 藤 政 幸
  - ・ 所在地 盛岡市青山二丁目6番8号
- (3) 候補者の主な業務内容
  - ・ 地域づくり計画に基づく地域づくり事業
  - ・ 盛岡ふれあい覆馬場プラザの指定管理事業
- (4) 候補者の実績
  - ・ 平成24年6月1日から平成27年3月31日まで 第1期盛岡ふれあい覆馬場プラザ指定管理
  - ・ 平成27年4月1日から令和2年3月31日まで 第2期盛岡ふれあい覆馬場プラザ指定管理

3 選定までの経過

- 令和元年7月1日 申請予定者説明会の告知（広報，ホームページ）
- 7月10日 募集要項・仕様書等の配布開始
- 7月19日 申請予定者説明会の開催（1団体の参加）
- 7月23日～8月23日 公募期間
- 9月2日 審査の実施

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	青山地区まちづくり 協議会	672.0点	486.6点	72.4%	10,930,000円	10,930,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ いずれの申請者も満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

#### 5 総評（候補者となった団体の評価が高かった点について）

盛岡市にとって貴重な歴史的財産であることを十分に理解し、維持管理に細心の注意を払っているところが評価できる。また、地域の交流拠点として、各活動に幅広い年齢層の方の参加が見られ、これからの地域活動の模範と言える存在となっている。今後も利用者の利便性と安全性を確保しながら、魅力ある施設の運営に期待するものである。

#### 6 審査員

- (1) 岩手県立大学総合政策学部教授 倉原 宗孝
- (2) 盛岡商工会議所常務理事事務局長 佐藤 誠司
- (3) 盛岡市町内会連合会会長 平井 興太郎
- (4) 盛岡市都市整備部景観政策課長 藤村 淳

議案第 135号

盛岡市岩手公園の管理を行う指定管理者の指定について

1 選定対象施設

- (1) 名 称 盛岡市岩手公園
- (2) 位 置 盛岡市内丸1番37号
- (3) 新規・再指定の別 再指定
- (4) 指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1団体
  - ※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。
- (2) 指定管理者候補者
  - ・ 団体名称 特定非営利活動法人緑の相談室
  - ・ 代表者名 理事長 鎌 田 定 悦
  - ・ 所在地 盛岡市内丸4番15号
- (3) 候補者の主な業務内容  
社会教育の推進を図る活動，まちづくりの推進を図る活動，観光の振興を図る活動外
- (4) 候補者の実績
  - ・ 盛岡市岩手公園指定管理業務 平成27年4月1日～令和2年3月31日
  - ・ 岩手県内丸緑地指定管理業務 平成30年4月1日～令和5年3月31日
  - ・ 岩手県立緑化センター指定管理業務 平成30年4月1日～令和5年3月31日

3 選定までの経過

- |             |                        |
|-------------|------------------------|
| 令和元年7月1日    | 申請予定者説明会の告知（広報，ホームページ） |
| 7月17日       | 募集要項・仕様書等の配布開始         |
| 7月25日       | 申請予定者説明会の開催（1団体の参加）    |
| 7月29日～8月28日 | 公募期間                   |
| 9月10日       | 審査の実施                  |

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	特定非営利活動法人 緑の相談室	624.0点	411.4点	65.9%	21,662,000円	21,660,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ いずれの申請者も満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

#### 5 総評（候補者となった団体の評価が高かった点について）

書類審査による評価は全般的に標準以上の評価であった。特に市民の平等な使用が確保されること及びサービスの向上が図られていること（円滑な施設運営、施設の運営に利用者が関与することについて方策がとられているか（市民との協働の視点がある））で評価が高かった。

聴き取り審査では、施設の設置理念・目的及び政策課題を理解しているか、収支予算を計画するにあたって、経費の算定（縮減の工夫）をどのようにしたか及びその他の事業者としてアピールしたい点について比較的高い評価であった。

#### 6 審査員

- (1) 盛岡市商工会議所常務理事事務局長 佐藤 誠 司
- (2) 株式会社邑計画事務所代表取締役 吉田 基
- (3) 株式会社ネクサス代表取締役 中村 正
- (4) 盛岡市都市整備部公園みどり課長 森 勝利

議案第 136号

大台地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について

1 選定対象施設

- (1) 名 称 大台地区コミュニティセンター
- (2) 位 置 盛岡市好摩字新田 155番地19
- (3) 新規・再指定の別 再指定
- (4) 指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 非公募  
(非公募理由)

地域住民が専ら使用している施設であって、当該地域住民で組織する団体を指定管理者に指定し、管理運営を行っている施設のため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 大台自治会
- ・ 代表者名 会長 岩 崎 隆
- ・ 所在地 盛岡市松内字新田 4 番地 9

- (3) 候補者の主な事業内容

- ア 保健，衛生，消防，防犯，交通安全に関すること。
- イ 体育レクリエーション，教育文化に関すること。
- ウ 生産に関すること。
- エ コミュニティセンターに関すること。
- オ 行政推進に関すること。
- カ その他目的達成に必要なこと。（大台自治会規約 第3条）

- (4) 候補者の実績

各種自治会活動のほか、平成19年4月1日より大台地区コミュニティセンターの指定管理者である。



### 3 審査までの過程

令和元年 7月17日 仕様書等の配布  
7月18日～8月21日 募集期間  
8月28日 審査の実施

### 4 採点結果

申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
大台自治会	267.2点	187.3点	70.1%	243,000円	243,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の100分の50以上であれば合格とする。

### 5 総評（評価が高かった点について）

当該施設は、地域密着型の施設であり、今後とも、専ら地域住民が多く利用する施設になると考えられるが、地域の活性化に向けた自主事業計画や会員相互の協力体制が構築されていること等から、今後も適正な管理運営が期待できる。

### 6 審査員

- (1) 盛岡市玉山総合事務所次長兼総務課長 佐々木 一 哉
- (2) 盛岡市玉山総合事務所健康福祉課長 小 綿 久 徳

議案第 137号

小袋地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について

1 選定対象施設

- (1) 名 称 小袋地区コミュニティセンター
- (2) 位 置 盛岡市好摩字夏間木70番地31
- (3) 新規・再指定の別 再指定
- (4) 指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 非公募  
(非公募理由)

地域住民が専ら使用している施設であって、当該地域住民で組織する団体を指定管理者に指定し、管理運営を行っている施設のため。

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 小袋自治会
- ・ 代表者名 会長 千 田 征 子
- ・ 所在地 盛岡市好摩字夏間木70番地 426

- (3) 候補者の主な事業内容

- ア 保健、衛生、消防、防犯、交通安全に関すること。
- イ 体育レクリエーション、教育文化に関すること。
- ウ 生産に関すること。
- エ コミュニティセンターに関すること。
- オ 行政推進に関すること。
- カ その他目的達成に必要なこと。（小袋自治会規約 第3条）

- (4) 候補者の実績

各種自治会活動のほか、平成24年4月1日より小袋地区コミュニティセンターの指定管理者である。

### 3 審査までの過程

令和元年 7月17日 仕様書等の配布  
7月18日～8月21日 募集期間  
8月28日 審査の実施

### 4 採点結果

申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
小袋自治会	267.2点	198.4点	74.3%	253,000円	253,000円

※ 指定管理者候補者審査要領第5に規定する次の事項に該当している。

- ・ 満点の合計数の 100分の50以上であれば合格とする。

### 5 総評（評価が高かった点について）

当該施設は、地域密着型の施設であり、今後とも、専ら地域住民が多く利用する施設になると考えられるが、地域の活性化に向けた自主事業計画や会員相互の協力体制が構築されていること等から、今後も適正な管理運営が期待できる。

### 6 審査員

- (1) 盛岡市玉山総合事務所次長兼総務課長 佐々木 一 哉
- (2) 盛岡市玉山総合事務所健康福祉課長 小 綿 久 徳

議案第 138号

盛岡市サクラパーク姫神の管理を行う指定管理者の指定について

1 選定対象施設

- (1) 名 称 盛岡市サクラパーク姫神
- (2) 位 置 盛岡市日戸字姥懐36番地64
- (3) 新規・再指定の別 再指定
- (4) 指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1団体
  - ※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。
- (2) 指定管理者候補者
  - ・ 団体名称 合同会社ひのと
  - ・ 代表者名 代表社員 廣 内 久 行
  - ・ 所在地 盛岡市日戸字新田13番地52
- (3) 候補者の主な業務内容  
盛岡市サクラパーク姫神に隣接する「さくらパーク日戸パークゴルフ場」の運営
- (4) 候補者の実績  
平成29年度から盛岡市サクラパーク姫神の指定管理者として、公園の運営及び維持管理を行っている。

3 選定までの経過

- |            |                        |
|------------|------------------------|
| 令和元年7月1日   | 申請予定者説明会の告知（広報，ホームページ） |
| 7月16日      | 募集要項・仕様書等の配布開始         |
| 7月26日      | 申請予定者説明会の開催（2団体の参加）    |
| 8月1日～8月30日 | 公募期間                   |
| 9月18日      | 審査の実施                  |

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	合同会社ひのと	576.0点	414.3点	71.9%	2,827,000円	2,827,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ いずれの申請者も満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

#### 5 総評（候補者となった団体の評価が高かった点について）

地元の公園を大事にしていこうとする意気込みが感じられた提案であり、高く評価できる。

#### 6 審査員

- |                             |         |
|-----------------------------|---------|
| (1) 盛岡商工会議所玉山支所長            | 佐々木 美佐子 |
| (2) 岩手県企業局施設総合管理所長          | 藤 原 清 人 |
| (3) 公益財団法人盛岡観光コンベンション協会専務理事 | 小 原 俊 彦 |
| (4) 盛岡市玉山総合事務所産業振興課長        | 工 藤 貢   |

議案第 139号

盛岡市見前南地区公民館の管理を行う指定管理者の指定について

1 選定対象施設

- (1) 名 称 盛岡市見前南地区公民館
- (2) 位 置 盛岡市西見前13地割50番地
- (3) 新規・再指定の別 再指定
- (4) 指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
- (5) 指定管理料の有無 有
- (6) 利用料金制 不採用
- (7) 公募・非公募の別 公募

2 申請の状況及び選定結果

- (1) 申請団体数 1 団体

※ 申請資格要件を満たしていることが確認された。

- (2) 指定管理者候補者

- ・ 団体名称 第一商事株式会社
- ・ 代表者名 代表取締役社長 柴 田 義 春
- ・ 所在地 盛岡市上ノ橋町8番8号

- (3) 候補者の主な業務内容

- ・ ビルメンテナンス業（ビル管理，廃棄物収集運搬，警備，清掃業務等）
- ・ 介護福祉事業（医療機器等の販売・賃貸，介護保険指定事業所の運営，サービス付き高齢者向け住宅の運営，事業所内保育事業）

- (4) 候補者の実績

- ・ 盛岡市見前南地区公民館の管理運営業務（平成29年度から令和元年度まで）
- ・ 岩手県公会堂の管理運営業務（平成29年度から令和元年度まで）

3 選定までの経過

令和元年7月4日	申請予定者説明会の告知（広報，ホームページ）
7月18日	募集要項・仕様書等の配布開始
7月24日	申請予定者説明会の開催（1団体の参加）
8月1日～8月30日	公募期間
9月5日	審査の実施

#### 4 採点結果

順位	申請者名	満点 (A)	総合計点 (B)	比率 (B/A)	指定管理料 上限額	提案額
1	第一商事株式会社	592.0点	434.1点	73.3%	18,229,000円	18,227,000円

※ 指定管理者候補者選定要領第5に規定する次の事項には該当していない。

- ・ いずれの申請者も満点の合計数の100分の50に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。
- ・ 評価表の大項目のいずれかに、各審査員の審査点の合計が0点の項目があった申請者は失格とする。

#### 5 総評（候補者となった団体の評価が高かった点について）

指定管理者候補者となった団体は、都南地域という立地条件や施設の特長を踏まえつつ経費節減にも努力した事業計画と、施設や職員の安全衛生管理などの分野において各種施設における実績を生かした管理運営の点において評価された。また、地区公民館の特性を理解して地域づくりに貢献しようとする姿勢と積極的に生涯学習に関わる人材育成を行おうとする方針が提案内容に表れていた点も評価された。

#### 6 審査員

- |                          |         |
|--------------------------|---------|
| (1) 盛岡市社会教育委員            | 大 橋 清 司 |
| (2) 盛岡商工会議所常務理事事務局長      | 佐 藤 誠 司 |
| (3) 盛岡市公民館運営審議会副会長       | 恒 川 かおり |
| (4) 盛岡市教育委員会事務局参事兼生涯学習課長 | 川 原 善 弘 |